

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例をここに公布する。

平成26年3月3日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市条例第6号

### 安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例（平成20年逗子市条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、海岸区域に近接して住宅が密集する逗子海岸の地域的な特性に鑑み、逗子海水浴場における事業者、利用者及び市の責務を明らかにすることにより、安全で快適な逗子海水浴場の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 逗子海岸 逗子市新宿1丁目から同5丁目に至る区域の海岸及び隣接地で、規則で定める範囲をいう。
- (2) 逗子海水浴場 市が神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第9条第1項の規定による許可を受けて、逗子海岸に設置する海水浴場をいう。
- (3) 事業者 逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸において海の家等の経営その他の事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 利用者 逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸を利用する団体又は個人であって、事業者以外の者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、安全で快適な逗子海水浴場の確保のため、関係機関及び関係団体との協

力体制の確立、逗子海岸の利用及び逗子海水浴場の運営に関して定めたルール（以下「ルール」という。）の周知徹底並びに事業者に対する意識の啓発に努め、逗子海水浴場を良好な状態において管理し、設置目的に応じた運営をしなければならない。

- 2 市は、ルールの策定及び改訂に当たっては、関係機関、関係団体及び市民との協議の場を設け、その意見を尊重し、ルールに反映することに努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、安全で快適な逗子海水浴場の確保及び近隣住民の生活環境の保全のため、ルールを遵守するとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、法令に別の定めのあるもののほか、逗子海岸において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせること。
- (2) その他市長が規則で定める行為

（利用者の責務）

第5条 利用者は、他の利用者の妨げとならないよう配慮して逗子海岸を利用するとともに、逗子海岸の美化その他の良好な環境の保全に努め、ルールを遵守しなければならない。

- 2 利用者は、法令に別の定めのあるもののほか、逗子海岸において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) たき火をし、又は火気を使用する調理器具を使用すること。（ただし、規則で定める場所は除く。）
- (2) 飲酒すること。（ただし、事業者が海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項の許可を受けて占有している場所を除く。）
- (3) 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせることによって、他の者に不安を覚えさせ、他の者を畏怖させ、他の者を困惑させ、又は他の者に嫌悪を覚えさせることにより、当該他の者の逗子海岸の利用を妨げること。
- (4) 拡声機又は拡声装置（マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせる音又は音声を増幅できるよう構成された装置をいう。）を使用して音又は音声を流すこと。（ただし、規則で定める目的で使用する場合は、この限りでない。）

(5) その他市長が規則で定める行為

(指導、勧告等)

第6条 市長は、第4条の規定に違反した事業者及び前条の規定に違反した利用者について、必要な指導又は勧告をしなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、是正のための必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、利用者が第1項の規定による指導又は勧告に従わないときは、当該違反に係る行為の中止その他の必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、海水浴場開設期間、海の家営業時間等必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。